

保健室は看護師が常駐し、皆さんの大学生活を心身共に健康で過ごせるようサポートします。ケガなどの応急処置や健康相談、大学近隣の医療機関の案内などを行っています。健康面について疑問や不安があるときは、いつでも相談することができます。

1 定期健康診断を受けましょう

学校保健安全法に基づき、毎年4月には定期健康診断を実施します。自分の健康管理の目的以外に実習や就職に必要な健康診断証明書を発行するために大切なので、必ず受診しましょう。

実施については、各学科・学年ごとの指定日をユニバーサルパスポートや掲示にてお知らせします。

健康診断の結果は、ユニバーサルパスポートにて確認できます。

2 応急手当

学内において、けがをしたり、体調が悪くなったりしたときは、看護師が常駐している保健室を訪ねてください。

保健室で処置できない場合は、医療機関への紹介も行います。また、気分の悪いときなどに休養するためのベッドもありますので、利用してください。

3 健康保険証（マイナンバーカード）の携帯について

マイナンバーカードを取得し、マイナポータルアプリから利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証として利用することもできます。特に、1人暮らしをする学生は、急病やケガに備えてマイナンバーカードを必ず所持してください。

入学によって病院を転院する時は、主治医の紹介状を添えて受診しましょう。また、常備薬については、夜間や救急時の体調不良の時のため風邪薬、解熱剤、鎮痛剤、胃薬、消毒薬、体温計、湿布、ガーゼ等備えておく心安いです。

4 予防接種歴の確認をしましょう

母子健康手帳には、予防接種歴が記載されており、各実習や留学の際に必要なことがありますので、母子健康手帳の予防接種歴のコピーを所持しておくことをお勧めします。

5 健康チェック

身長や体重の測定、血圧測定、体脂肪測定、視力測定ができます。セルフチェックの場として積極的に活用してください。

6 AEDについて

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、本学では、大学事務局外（中庭側）、体育館入口、総合グラウンド、寮の入口の4か所に設置しています。

もし、意識がない、息・せき・体の動きがない→このような人が倒れている場面に遭遇したら、すぐに119番通報すると同時にAEDを準備するよう、周りの人に伝えてください。

近くに緊急用電話（インターホン）がある場合は、受話器を取って呼び出してください。事務局と保健室につながり会話ができます（P.255～校舎配置図の★印に緊急連絡用電話があります。）

7 禁煙の取組について

本学では大学敷地内全面禁煙に加え、大学敷地外周辺も禁煙区域です

本学は「敷地内全面禁煙」です。喫煙は、喫煙者自身のみならず、受動喫煙等により非喫煙者の健康をも害するものです。このような喫煙に関わる被害の防止に努めることは、未成年の学生を含め、多くの人々が集まる公共性の高い場である大学として当然の責務です。

保健室では「禁煙したい!」と考えている学生を応援します。禁煙を考えられている方は、保健室へお越しください。禁煙するか迷っている方もお気軽に御相談ください。

8 感染症等に罹患した場合の取扱いについて

学校保健安全法（学校保健安全法施行規則第18条）で定めている表（P.39「学校感染症の種類及び出席停止期間」）の感染症に罹患した場合には、学生サポート課又は保健室に、電話等で報告してください。

登校する場合は、診断書または治癒証明書（診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記されていること）を欠席届と一緒に学生サポート課へ提出してください。また、証明書の写しを欠席した授業の担当教員に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに関しては、別途ユニバーサルパスポートからの指示に従ってください。

※第三種、その他の感染症に罹患した場合は、主治医から感染のおそれがあるため、登校を控えるように指示された場合のみ届け出てください。